

27 日 獣 発 第 263 号
平成 27 年 12 月 8 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

**「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項について」の全部改正等について**

このことについて、平成 27 年 11 月 20 日付け 27 消安第 4279 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表)の全部変更に伴い、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(平成 23 年 10 月 1 日付け 23 消安第 3410 号農林水産省消費・安全局長通知)を全部改正するとともに、「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」も全部変更したことについて、了知とともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となった当該疾病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施について都道府県知事あて依頼したので、本会に対し、その旨了知の上、円滑な防疫対策の実施への協力が依頼されたものです。

なお、上記の各指針は、下記のホームページに掲載されております。

記

「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針 (留意事項 (消費・安全局長通知) 溶込版)」
(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/pdf/151120_fmd_guide_new.pdf)

「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」
(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/pdf/151120_rp_guide.pdf)

「牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/pdf/151120_c_bpp_guide.pdf)

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27消安第4279号
平成27年11月20日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正等について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき協力方よろしく申し上げます。



写

27消安第4279号

平成27年11月20日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正等について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

特定家畜伝染病防疫指針については、法に基づき、本日、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）が、別紙1のとおり全部変更されたことに伴い、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成23年10月1日付け23消安第3410号農林水産省消費・安全局長通知）の全部を別紙2のとおり改正しましたので、お知らせします。

また、別紙3及び4のとおり、「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」についても、本日全部変更されましたので、併せてお知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止対策を迅速かつ円滑に実施いただきますようお願いいたします。